

人 権

(人権方針)

私たちは、人権は誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利であるという基本の考えに沿って人権の尊重に取り組むとともに、ビジネスパートナーを含むあらゆるステークホルダーに対して人権尊重への理解と実践を期待し、協働して人権の尊重を推進することを目指します。

(基本的な考え方)

私たちは、国際的に認められている「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」を遵守し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り事業活動を行います。

また、私たちは、事業活動において各国の法および規制を遵守します。万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限尊重する方法を追求します。

1.事業活動に関わる人権課題

私たちは、事業活動に関連する以下の人権課題に対し、重点的に取り組みます。

・差別の禁止

人種、性別、国籍、民族、言語、宗教、信条、社会的身分又は門地、年齢、性的指向、性自認、健康状態、障がいなどの業務と関係のない属性、状態を理由にいかなる差別も行いません。

・ハラスメントの禁止

身体的、若しくは精神的であるかを問わず、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントを含む、あらゆる形態のハラスメントを行いません。

・強制労働の禁止

自由意思によらない強制労働を認めません。また、人身取引などを含む、いかなる形態の現代奴隷も認めません。

・児童労働の禁止

児童労働を認めず、法定の最低就業年齢に満たない者を雇用しません。

・結社の自由と団体交渉権

結社の自由や労働者の団体交渉権など労働基本権を尊重します。

・労働時間と賃金

法令に従い、労働時間・休日・休暇ならびに賃金を適切に管理するとともに、法定最低賃金を遵守します。

・労働安全衛生

法令に従い、安全で健康的に、そして安心して働き続けられる職場環境をつくります。

・採用選考

就職の機会均等を応募する全ての人に保障し、応募者本人の適性と能力のみを採用の基準とします。

2.ステークホルダーとの対話

私たちは、人権課題について、影響を受けるステークホルダーの視点から理解し、適切に対応できるよう、関連するステークホルダーとの対話を大切にしつつ、事業活動に関わる人権課題に適切に対応していくことに努めます。

3.是正・救済

私たちが、人権への負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合には、適切な救済措置を講じるよう取り組みます。

4.教育・研修

私たちは、本方針への理解を促進し、事業活動に組み込まれ実行されるよう、役員及び従業員に対し、適切な教育や研修を継続的に実施します。

5.情報開示

私たちは、人権方針の浸透や人権尊重の促進に向けた取り組みの進捗状況について、ウェブサイトなどのコミュニケーション手段を通じて、開示を行います。